

○石狩市乳幼児等医療費給付条例施行規則

平成6年12月12日規則第28号

〔注〕平成17年から改正経過を注記した。

改正

平成8年8月28日規則第19号

平成8年8月28日規則第20号

平成11年7月21日規則第30号

平成12年3月30日規則第7号

平成13年4月27日規則第26号

平成14年9月30日規則第24号

平成16年9月30日規則第21号

平成17年9月30日規則第134号

平成18年9月25日規則第54号

平成19年11月13日規則第59号

平成20年3月27日規則第7号

平成21年3月31日規則第11号

平成21年12月8日規則第35号

平成24年3月31日規則第27号

平成25年8月29日規則第33号

平成26年3月31日規則第14号

平成27年12月28日規則第42号

平成28年3月31日規則第49号

石狩市乳幼児等医療費給付条例施行規則

石狩町乳幼児医療費給付条例施行規則（昭和47年規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、石狩市乳幼児等医療費給付条例（平成6年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格者の認定申請）

第2条 条例第4条第1項の規定により認定申請をしようとする者は、石狩市乳幼児等医療費受給資格認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、

市長は、添付書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 条例第2条第3号に規定する医療保険各法による被保険者又は被扶養者たることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）

(2) 3歳以上の乳幼児の属する世帯の世帯員全員の当該年度（4月から7月までの医療に係る医療費の給付については前年度）の市町村民税が非課税である場合にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

(3) 条例第2条第2号に規定する保護者の前年（1月から7月までの医療に係る医療費の給付については前々年）の所得の状況を明らかにする書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給資格者の登録及び受給者証の交付）

第3条 市長は、条例第4条第2項の規定により認定した者を受給者一覧表（別記第2号様式）に登録し、その者に対して乳幼児等医療費受給者証（別記第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、受給者証を毀損し、又は亡失したときは、石狩市乳幼児等医療費受給資格（変更・喪失・再交付）届（別記第3号の2様式。以下「資格届」という。）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（受給者証の提示）

第4条 受給資格者は、医療を受けるときは、保険医療機関等に、受給者証に被保険者証等を添えて提示するものとする。

（一部負担金）

第5条 条例第6条の規則で定める一部負担金は、次に掲げる初診時一部負担金とする。

(1) 医科受診の場合 580円

(2) 歯科受診の場合 510円

(3) 柔道整復受療の場合 270円

（基本利用料）

第5条の2 条例第2条第5号の規則で定める額は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により基本利用料を算定する場合は、法の例による。この場合において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第15条第3項第2号中「44,400円」とあるのは、「12,000円」と読み替えるものとする。

（給付の申請）

第6条 条例第7条第1項に規定する給付の申請は、石狩市乳幼児等医療費給付申請書（別記第4号様式）に保険医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定により保険医療機関等が医療費の請求をするときは、石狩市乳幼児等医療費・事務手数料請求書（別記第5号様式）及び乳幼児等医療費請求明細書（別記第6号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

3 前項の請求書は、毎月ごとにその初日から末日までの分をまとめ、翌月10日までに提出しなければならない。

（給付額の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査のうえ給付額を決定し、乳幼児等医療費給付決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知する。

（受給資格の喪失及び受給者証の返還）

第8条 保護者は、受給資格者がその資格を喪失したときは、速やかに資格届を市長に提出するとともに、受給者証を返還しなければならない。

（届出）

第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、資格届を市長に提出しなければならない。

- （1） 加入している医療保険に変更があったとき。
- （2） 住所に変更があったとき。
- （3） その他申請事項の内容に変更があったとき。

2 保護者は、乳幼児医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。

（学齢児の特例給付）

第10条 条例第10条第1項第4号に規定する規則で定める所得の額は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条の規定の例による。

- 2 前項の所得の範囲は、児童手当法施行令第2条の規定の例による。
- 3 第1項の所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条の規定の例による。

第11条 条例第10条第2項に規定する規則で定める一部負担金は、次のとおりとする。

(1) 条例第10条第1項に規定する学齢児（以下「学齢児」という。）の属する世帯全員の当該年度（4月から7月までの医療に係る医療費の特例給付については前年度）の市町村民税が非課税である場合の医療については、次に掲げる初診時一部負担金とする。

ア 医科受診の場合 580円

イ 歯科受診の場合 510円

(2) 前号以外の医療については、法の適用を受ける者が、法の規定により負担すべき額（基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。）に相当する額とする。

- 2 前項第2号の規定により一部負担金を算定する場合は、法の例による。この場合において、法第67条第1項第2号中「100分の30」とあるのは「100分の10」と、令第14条第1項中「高額療養費算定基準額」とあるのは「44,400円」と読み替えるものとする。

第12条 学齢児の受給資格者が同一の月において一部負担金と基本利用料を負担した場合における前条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、同条第1項第2号中「基本利用料及び食事療養標準負担額」とあるのは、「食事療養標準負担額」と読み替えるものとする。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日から同年5月31日までに行われる医療についての医療費の給付に係る第10条の規定の適用については、同条第1項中「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）」とあるのは、「児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第113号）の規定による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）第11条において読み替えられた旧児童手当法施行令」とする。

附 則（平成8年8月28日規則第19号）

- 1 この規則は、平成8年9月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。
- 3 前項に定めるほか、この規則の施行に関し必要な経過措置については、市長が別に定めること

ができる。

附 則（平成8年8月28日規則第20号）

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成11年7月21日規則第30号）

この規則は、平成11年7月21日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第7号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定及び別記第1号様式から別記第6号様式までの改正規定（別記第3号様式の改正に係る部分に限る。）は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年4月27日規則第26号抄）

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日規則第24号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日規則第21号）

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

2 この規則により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成17年9月30日規則第134号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日規則第54号）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規則による改正前の様式による乳幼児医療費受給者証は、当分の間、この規則による改正後の様式による乳幼児医療費受給者証とみなす。

附 則（平成19年11月13日規則第59号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び石狩市乳幼児医療費給付条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以後に行われる医療の助成又は給付について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成又は給付については、なお従前の例による。

3 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているもの

は、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

- 4 この規則による改正前の様式による重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証及び乳幼児医療費受給者証は、当分の間、この規則による改正後の様式による重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証及び乳幼児医療費受給者証とみなす。

附 則（平成20年3月27日規則第7号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

（石狩市会計規則の一部改正）

- 3 石狩市会計規則（平成8年規則第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう省略）

（石狩市行政組織規則の一部改正）

- 4 石狩市行政組織規則（平成19年規則第45号）の一部を次のように改正する。

（次のよう省略）

附 則（平成21年12月8日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月31日規則第27号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月29日規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の石狩市保育の実施に関する規則、第4条の規定による石狩市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則及び第5条の規定による石狩市養育医療に関する規則の

規定は、平成25年以降の所得税の額の計算について適用し、平成24年以前の所得税の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の石狩市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正後の石狩市乳幼児等医療費給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成又は給付について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成又は給付については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の規定により改正される様式に係る用紙でこの規則施行の際現に作成されているものは、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）（表面）

別記第2号様式（第3条関係）

別記第3号様式（第3条関係）（表面）

別記第3号の2様式（第3条、第8条、第9条関係）（表面）

別記第4号様式（第6条関係）

別記第5号様式（第6条関係）

別記第6号様式（第6条関係）

別記第7号様式（第7条関係）